

# 第6回

## 上富良野町農業委員会総会議事録

平成23年12月9日

上富良野町農業委員会

## 第6回 上富良野町農業委員会総会 議事録

1 日 時 平成23年12月9日(火) 午後1時30分から午後2時45分

2 場 所 上富良野町役場 第3会議室

3 出席委員 13名

席順	委員名	席順	委員名	席順	委員名
1	長谷川 長見	2	三好 利和	3	白井 一宏
4	一色 悟	5	舘尾 雄治	6	井村 悦丈
7	井村 昭次	8	杉本 隆一	10	石橋 信次
11	富田 成一	12	青地 修	13	中瀬 実

4 欠席委員

9	岡和田 淳
---	-------

5 遅参委員 なし

6 議事日程

- 日程第1 会議録署名委員の指名について
- 日程第2 報告第1号 農地法第4条及び第5条の諮問の答申について
- 日程第3 報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知について
- 日程第4 報告第3号 農業委員会事務監査結果の報告について
- 日程第5 諮問第1号 農地利用集積円滑化事業規定に関する協議について
- 日程第6 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
- 日程第7 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 日程第8 議案第3号 土地の現況証明について
- 日程第9 議案第4号 平成24年度上富良野町農業委員会建議について

7 農業委員会事務局職員・説明員

農業委員会 事務局	局長	菊池 哲雄	主任	長谷川 千晃
産業振興課 農業振興班	主幹	辻 剛		

## 8 会議の概要

開会（午後1時30分）（着席）

局長 全員ご起立ください。「礼」 ご着席下さい。

### 開会の宣言

局長 只今より第6回上富良野町農業委員会総会を開会いたします。

局長 ご起立の上、農業委員会憲章の唱和を行います。  
5番 館尾委員に合わせご唱和ください。

「唱和終了」ご着席下さい。

議長 これより、会議を進めます。

ただいまの出席委員は、12名であります。  
定数に達しておりますので、これより第6回上富良野町農業委員会総会を開会いたします。  
直ちに、本日の会議を開きます。  
本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりでございます。  
日程に入るに先立ち、諸般の報告をいたします。「局長」

局長 諸般の報告（別紙）

議長 以上をもって諸般の報告を終わります。

---

議長 **日程第1 会議録署名委員の指名**は、会議規則第13条第2項により議長において、10番 石橋 信次 君、 11番 富田 成一 君を指名いたします。

議長 日程第2 報告第1号「農地法第4条及び第5条の諮問の答申について」の件を議題といたします。  
事務局より、報告第1号の説明をいただきます。 「事務局」

事務局 「報告第1号朗読」

議長 報告第1号について、発言はありますか。  
「発言なし」

議長 発言がなければ、報告第1号を終わります。

---

議長 日程第3 報告第2号「農地法第18条第6項の規定による通知について」の件を議題といたします。  
事務局より、報告第2号の説明をいただきます。 「事務局」

事務局 「報告第2号朗読」

議長 報告第2号について、発言はありますか。  
「発言なし」

議長 発言がなければ、報告第2号を終わります。

議長 日程第4 報告第3号「農業委員会事務監査の報告について」の件を議題といたします。

事務局より、報告第3号の説明をいただきます。

事務局 「報告第3号朗読」

議長 農業委員会事務監査委員会委員長から、詳細の報告をいただきます。  
白井委員長

白井委員長 1 1月30日午後3時から農業委員会事務局におきまして、私と岡和田委員、館尾委員、菊池事務局長、長谷川主任の出席のもと、事務監査を行いましたので、結果をご報告いたします。

- 1 監査の技法 平成23年度の農業委員会事務局所管の事務について、一部選択して試査する部分監査とし、伝票、決議書、復命書など関係書類の点検、照合を行なうとともに、事務職員から事務の執行状況及び内容等の説明を受け、聴取も行なった。
- 2 監査の所見 抽出により試査した結果、事務は概ね適正に執行されていると認めた。なお、改善及び注意等を要する事項については、下記のとおり事務局長に講評した。
- 3 監査の講評 次のとおり講評した。
  - ①農地法に係る許認可、法令業務、他規程に定める事務に関する業務については、適切に処理されていると認められる。
  - ②財務に関する事務は、適正に執行されていると認められる。
  - ③許可・申請書等の書類をはじめ文書の分類整理は整然と処理されているので、今後も継続されたい。
  - ④経理事務処理等は上富良野町財務規則により適切に処理し、信頼を損なわないよう取り扱いに留意されたい。

議長 報告第3号について、発言はありますか。 石橋委員。

石橋委員 監査対象期間が、4月から9月になっている理由を説明してください。

局長 監査対象期間についてですが、年間を通じて監査いただくことになっていますが。前期と後期に分けて監査をしていただいています。  
4月から9月を前期分として10月以降に監査をしていただき、10月から3月分を5月に監査していただくことになっています。

議長 ほかに発言がなければ、報告3号を終わります。

議 長

日程第5 諮問第1号「農地利用集積円滑化事業規程に関する協議について」の件を議題といたします。  
事務局より、諮問第1号の説明をいただきます。 「事務局」

事務局

町は、農業経営基盤強化促進法による農地利用集積円滑化事業のうち第4条第3項第1号イ「農地所有者代理事業」を行うにあたり、事業実施主体となる農用地利用集積円滑化団体及び事業内容等に係る事業規程に対して意見を求められています。  
諮問第1号を朗読いたします。 「諮問第1号朗読」

議 長

諮問第1号について、産業振興課農業振興班 辻主幹から内容の詳細について説明をいただきます。

辻主幹

農業振興班主幹 辻です。この度、町から農業委員会に協議に至りました、経過について冒頭に説明させていただきたいと思っております。今年の春、農業委員会との懇談会のときに、農地利用集積円滑化団体のご説明をさせていただいたわけですが、平成23年度から始まった戸別所得補償の中で規模拡大加算の制度ができました。

一定の要件を満たした場合、賃貸借にかかわる拡大分について10a当たり2万円が交付される制度が発足しました。そのときに、円滑化団体をどの団体が担うということで、情報交換の中で説明させていただきました。

いま、町で考えているのは円滑化団体を町が行っていきたいと思っています。町で担うにあたり、農地の斡旋等を担う皆さんの事務手続きに混乱がないように配慮して、円滑化団体の運営にあたりたいと考えています。今回規模拡大加算の対象となる案件につきましては、円滑化団体を通した、斡旋によるものとなっております。規模拡大をして、今後の営農を進めてゆく農家の少しでも、手助けになればということで考えています。

今回の協議を出させていただいて、お認めいただいたのち、町で設立の手続きをしていくこととなります。円滑化団体の設立は、できれば12月中に設立を果たしまして、今後の斡旋で戸別所得補償の規模拡大加算制度を活用して、農家の安定した経営に資するような交付金の確保に取り組みたいと考えています。

対象となる農地は、農業振興地域内の農地である。規模の拡大加算ですので、単なる賃貸借の継続は対象となりません。面積の拡大したものについて、2万円が交付されることとなります。戸別所得補償で示している対象作物、大豆、ビート、小麦などを作付する農地に限ってということで説明した経緯があります。その考え方は変わっていませんが、特例措置として今年度は、戦略作物に限らず全ての対象農地について、作付作物に関係なく交付されたというのが実態で、その特例措置が24年度

以降についても、今のところ継続されるだろうということになっています。

これはあくまでも、集積化ということから元地に隣接した農地の拡大が原則になっています。ただし、飛び地でも1ha以上の農地の賃貸は、集積が図られたという判断で、国では対象にするとなっています。

今回ご協議をいただき、上富良野町農地利用集積円滑化事業規程につきまして概要を説明させていただきます。

規程は、2章14条からなっています。第1条は事業の基本方針を示しています。第2条は、事業の実施地域で、上富良野町全域が対象地域となっています。第3条は、事業の対象となる農用地が記載されています。第4条は、事業実施にあたっての調整ということで、農業関係機関の連携が記載されています。第5条の事業の実施計画は、毎年計画を立てて進めるということを記載しています。第2章の農地所有者代理事業は、大きく分けましてこの円滑化団体は、3つの事業から成立するものでありまして、一つは第2章の農地所有者代理事業であります。これは、農地所有者から委任を受けて、円滑化団体がその代理をして農地の売渡や貸付けを行うこととなります。もう一つは、農地売買等事業ということで、円滑化団体が直接農地を借り受けて又は買い上げて、売渡や貸付けを行う事業です。3つ目は、研修等事業ということで農業者に対する啓蒙や実地研修を行うことができるものです。大きくこの3点ができるわけですが、上富良野町の円滑化団体につきましては、第2章の農地所有者代理事業に限って実施をさせていただきたいと考えています。

この農地所有者代理事業の第6条ですが、事業内容を示しています。第7条では、事業実施の原則を示しています。第8条では、農地所有者と円滑化団体の委任契約締結の内容を記載しています。第9条は、所有権移転をするときの対価のことを記載しています。第10条は、農用地等の貸付け等を記載しています。第11条は、農用地等の保全のための管理ということで、これは円滑化団体の特徴的な役割なのかなと思います。斡旋が成立しない場合は、円滑化団体が農地を管理することができることになっていますので、その管理の方法等について記載されています。第12条は、農用地の貸し付けの相手方、どういう人に貸付ができるのかということに記載しています。

第13条、第14条につきましては、公共事業とのかかわりとか農業上の利用が困難になった場合の解除のことを記載しています。

この14条からなる規程をもちまして、農地利用集積円滑化事業を進めてゆきたいと思っておりますので、ご審議いただいてご意見をいただきたいと思います。よろしく願いいたします。

議 長

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。 富田委員

- 富田委員 隣接地の定義はどのようになりますか。
- 辻主幹 隣接地の定義がありまして、辺についている、農道、用水路で隔てられている場合も、隣接地となります。角が、接触していても良い。農作業を行う上で、支障があまりないような接し方であれば良いという判断になってございます。
- 富田委員 飛び地の1ha以上というのは、貸し出し側が1ha以上ということですか。
- 辻主幹 この2万円の交付金は、借りている人に交付されることになっています。出し手の人には、交付金はありません。
- 白井委員 農業振興地域内の農地で農地は対象とならないのですか。
- 辻主幹 農地利用集積円滑化事業の対象地は、農業振興地域内の農用地の幹旋になります。幹旋の方法は、今まで行われているやり方で行っていただくことと考えています。  
幹旋による貸借が対象となるので、農地法3条による貸借は該当しないのと、貸借期間は6年以上が対象となります。6年未満の賃貸借期間については、助言をしていただくことになるかと思えます。
- 議長 ほかにありますか。なければ、これをもって質疑を終了いたします。これより、諮問第1号を採決いたします。  
本件は原案のとおり決することにご異議ありませんか。
- 「異議なし」の声あり
- 議長 ご異議なしと認めます。  
よって、本件は原案のとおり可決されました。



議長 日程第6 議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」の件を議題といたします。

事務局より、議案第1号の説明をいただきます。 「事務局」

事務局 議案第1号について、ご説明いたします。農地法第3条第1項の規定による許可申請のあった譲渡人 ○○○○、譲受人 合同会社 ○○○○ほか1件 について、審議を求めます。平成23年12月9日提出  
上富良野町農業委員会会長 中瀬実。

許可申請は、農地法第3条第2項各号の規定に該当しないため、許可の要件を満たしていると判断されます。

審議の資料として、農地法第3条調書をご覧ください。

○○○○から○○○○への所有権移転は、農地の転用の取扱いに問題のないことを北海道農業会議に確認しています。

以下、内容を朗読いたします。

議長 関係委員から、提案に関する補足説明をいたします。  
6番 井村悦丈 委員。

井村委員 6番 井村です。 議案第1号1番について、補足説明をいたします。  
○○○○さんは、酪農経営をしていましたが高齢になり今年で離農することになりました。  
合同会社○○○○は、平成23年5月23日に設立された農業生産法人で、主に生乳の生産販売と乳牛と肉牛の飼育販売を目的にしています。  
業務執行社員は、○○○○さんと○○○○さんのご夫婦です。  
代表社員は、○○○○さんです。○○○○さんは、○○さんの姪のです。  
○○さん夫婦は、○○さんのもとで数年間酪農経営に従事して、実務研修をしていました。  
平成24年1月から合同会社○○○○が、農地の賃貸借をして酪農経営を始めることになりました。  
今回賃貸借を結ぶ農地は、○○○○さんが所有している農地の全てです。  
○○○○さんが借りていた農地は、今後賃貸借をする予定です。  
慎重審議、よろしくお願いいたします。

局長 ○○○○さんが、賃貸借をしていた農地がありますが、今年で期間満了となることから、相手方から賃貸等で斡旋申し出あると思われます。  
その場合、○○○○さんが引き継ぐと聞いています。

議長 これをもって提案理由の説明を終わります。  
これより、議案第1号1番の質疑に入ります。

「なし」の声あり

議長 これをもって質疑を、終了いたします。  
これより、**議案第1号1番**を採決いたします。  
本件は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

「ありません」の声あり

議長 ご異議なしと認めます。  
よって、本件は原案のとおり可決されました。

議長 つづいて、**議案第1号2番**について、関係委員から提案に関する補足説明をいたします。 10番 石橋 委員。

石橋委員 11番石橋です。 **議案第1号2番**について、補足説明をいたします。  
株式会社〇〇〇〇は、平成23年11月17日に設立された畜産業を行う農業生産法人です。  
会社の役員は、〇〇〇〇さん、〇〇〇〇さん、〇〇〇〇さんの3人です。  
代表取締役の〇〇〇〇さんは、〇〇〇〇さんの息子さんです。  
〇〇〇〇は、主に肉牛の繁殖を行い、関連会社の〇〇〇〇に年間300頭を販売をすること目指しています。  
取得する農地は〇〇地区にあり、今年の6月に〇〇〇〇が牛舎等の建設で転用した9,914㎡を含めた農地です。  
慎重審議、よろしく願いいたします。

議長 これをもって提案理由の説明を終わります。  
これより、**議案第1号2番**の質疑に入ります。

「なし」の声あり

議長 これをもって質疑を、終了いたします。  
これより、**議案第1号2番**を採決いたします。  
本件は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

「ありません」の声あり

議長 ご異議なしと認めます。  
よって、本件は原案のとおり可決されました。

議 長

日程第7 議案第2号「農法第5条の規定による許可申請について」の件を議題といたします。  
事務局より、議案第2号の説明をいただきます。 「事務局」

事務局

議案第2号について、ご説明いたします。農地法第5条の規定による転用申請のあった土地所有者 ○○○○、転用計画者 ○○○○他3件について審議を求めます。  
平成23年12月9日提出 上富良野町農業委員会会長 中瀬実。

1番は、3方向を山林に囲まれ、河川で分断され連坦性がなく、農業振興地域以外の第2種農地（その他の農地）と判断されます。  
北海道民有林造林補助金を受け、富良野地区森林組合が植林を行うことになっている。（10月19日付、森林組合文書）  
買主の○○○○さんは、10月に静岡県から上富良野町○○に移住しています。  
2番、3番、4番は、一体として利用するクロスカントリースキーコースの設置を目的とした申請です。  
農業振興地域内にある農地ですが、冬季降雪期間のみスキーコースとして使用することから、一時転用目的に問題はないと考えます。  
また、中山間地直接払制度の対象地は使用しないコースの設定になっていますので、補助制度に影響は及ばないものです。  
審議の資料として、農地法第5条調書を添付してご紹介します。  
以下、内容を朗読いたします。 「議案第2号朗読」

議 長

議案第2号1番について、提案に関する補足説明を願います。  
7番 井村昭次 委員

井村委員

7番井村です。売り手の○○○○さんは、ご主人の○○○○さんと農業をしていました。高齢により離農して現在は、○町に住んでいます。申請地は、○○地区○○道路と北○○号西道路と○○川が交差する沢の中にあります。周辺の山林と宅地も、合わせて売却されています。慎重審議、よろしく願いいたします。

議 長

これをもって提案理由の説明を終わります。  
これより質疑に入ります。

「なし」の声あり

議長 これをもって質疑を終了いたします。  
これより、議案第2号1番を採決いたします。  
本件は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

議長 ご異議なしと認めます。  
よって、本件は原案のとおり可決されました。

議長 議案第2号2番、3番、4番について、提案に関する補足説明を願います。 6番 井村悦丈委員

井村委員 6番井村です。2番、3番、4番は、毎年教育委員会が設置してコース管理を行い、スキー愛好者が利用しています。  
〇〇〇公園を発着地点として、キャンプ場から〇〇さんと〇〇さんの畑を通り、東に向かう高台の約2kmのコースです。  
コース造成は、降雪後に畑の作物に影響が及ばない積雪量になってから圧雪車で行われます。  
慎重審議、よろしくお願いいたします。

議長 これをもって提案理由の説明を終わります。  
これより質疑に入ります。  
一色委員。

一色委員 土地の所有者について確認します。議案の4番が、〇〇〇さんで図面が〇〇〇さんになっていますが、理由は何ですか。

局長 〇〇さんは親子で使用貸借をしています。〇さんが、〇さんが借りているので〇さんとしたものです。

議長 なければ、これをもって質疑を終了いたします。  
これより、議案第2号2番を採決いたします。  
本件は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

議長 ご異議なしと認めます。  
よって、本件は原案のとおり可決されました。

議 長

つづいて、議案第2号3番を採決いたします。  
本件は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

議 長

ご異議なしと認めます。  
よって、本件は原案のとおり可決されました。

議 長

つづいて、議案第2号4番を採決いたします。  
本件は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

議 長

ご異議なしと認めます。  
よって、本件は原案のとおり可決されました。

議長 日程第8 議案第3号「土地の現況証明下付について」の件を議題といたします。  
事務局より、議案第3号の説明をいたさせます。 「事務局」

事務局 議案第3号について、「農地法関係事務に係る処理基準」の規定に基づき土地の現況証明書下付申請のあった〇〇〇〇について証明書を下付したく審議を求める。  
平成23年12月9日提出 上富良野町農業委員会会長 中瀬実。  
以下、内容を朗読いたします。 「議案第3号朗読」

議長 議案第3号について、調査を行った担当委員から一括して提案に関する補足説明を願います。 2番 三好委員

三好委員 2番三好です。12月5日に青地委員、杉本委員と現地調査を行い、調査地は、以前使用されていた豚舎が撤去され、今年の春から適切に耕作されますので、農地と認められました。  
申請地の名義は、〇〇〇〇さんの父親で先日亡くなられた〇〇〇〇さんになっています。  
慎重審議、よろしく願いいたします。

局長 相続はまだ済んでいませんが、〇〇さんの農地は親戚の〇〇〇〇さんが賃貸借をして耕作しています。申請地は、宅地ですので農地の賃貸借に含まれていませんが豚舎を撤去し農地として利用が出来るようになったことから、現況地目の証明申請がされたものです。

議長 これをもって提案理由の説明を終わります。  
これより質疑に入ります。

「なし」の声あり

議長 なければ、これをもって質疑を終了いたします。  
これより、議案第3号を採決いたします。  
本件は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

「ありません」の声あり

議長 ご異議なしと認めます。  
よって、本件は原案のとおり可決されました。

議長 日程第9 議案第4号「平成24年度上富良野町農業委員会建議について」の件を議題といたします。  
事務局より、議案第4号の説明をいただきます。 「事務局」

事務局 議案第4号について、「平成24年度上富良野町農業委員会建議について」の件の審議を求める。  
平成23年12月9日提出 上富良野町農業委員会会長 中瀬実。  
以下、内容を朗読いたします。 「議案第4号朗読」

議長 議案第4号について、農政推進委員長から提案に関する補足説明を願います。 4番 一色委員

一色委員 4番一色です。11月1日農政推進委員会を開催し原案を作成した。  
11月8日農業委員会協議会で、協議いただき成案を作成し、提案させていただいております。内容をこの総会で審議いただき、可決後、町長に手渡すこととしています。  
審議のほど、よろしく願いいたします。

議長 これをもって提案理由の説明を終わります。  
これより質疑に入ります。

「なし」の声あり

議長 内容については、皆さんに見ていただいておりますが、このような内容でよろしいでしょうか。なければ、これをもって質疑を終了いたします。  
これより、議案第4号を採決いたします。  
本件は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

議長 ご異議なしと認めます。  
よって、本件は原案のとおり可決されました。

議長 本日の日程は、全て終了いたしました。  
第6回上富良野町農業委員会総会を閉会いたします。

事務局長 ご起立ください。 「礼」

以上、報告 3 件、諮問 1 件、議案 4 件の審議を終了し議長が閉会を宣言する。

午後 2 時 4 5 分

上記第 6 回農業委員会総会の顛末に相違ないことを証するため署名押印する。

平成 2 3 年 1 2 月 9 日

上富良野町農業委員会 中 瀬 実 ⑩

上富良野町農業委員 井 村 昭 次 ⑩

上富良野町農業委員 杉 本 隆 一 ⑩